

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【428】
2. 日時：令和5年3月15日 13時30分～16時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全規制調整官、江崎企画調査官、義崎上席安全審査官、
千明主任安全審査官、津金主任安全審査官、中村主任安全審査官、
服部(正)主任安全審査官、三浦主任安全審査官、岩崎安全審査官、
服部(靖)安全審査専門職、谷口技術参与、植木技術参与、
山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

大橋技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他7名

電源事業本部 原子力耐震グループ 副長 他7名*

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当 他1名*

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当 他1名*

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（溢水源としないB、Cクラスの機器の耐震性についての計算書、免震重要棟遮蔽壁の耐震性についての計算書等）及び安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート）について、令和5年1月16日及び3月9日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
【工事計画に係る補足説明資料（安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書）】
 - 重油タンク（No. 1、2、3）の溢水防護壁について、要求機能（溢水防護）の観点を踏まえた適切な許容限界の考え方を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

なし